

第2次那須烏山市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

平成31年3月

那須烏山市

目次

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の基本的事項	2
(1) 計画期間	
(2) 計画の対象範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 留意事項	
4 二酸化炭素の排出状況及び削減目標	2
(1) 基準年度	
(2) 目標年度	
(3) 基準年度（平成29年度）における状況	
(4) 削減目標	
(5) 目標年度（平成34年度）における削減目標	
5 市役所における温室効果ガスの排出削減に向けた基本方針	5
(1) 全庁的な省エネ・省資源への取組推進	
(2) 施設及び設備の計画的な省エネ改修・更新の推進	
(3) 市内全域に誘導できる取組の推進	
6 排出削減目標の達成に向けた取組	5
(1) 電気使用量の削減	
(2) 施設燃料使用量の削減	
(3) 車両燃料使用量の削減	
(4) 環境配慮型製品の購入	
(5) 水道使用量の削減	
(6) 廃棄物焼却量の削減	
(7) 建設副産物の発生抑制・再利用・適正処理	
(8) 公共施設の整備・改修	
(9) 職員意識の向上	
7 計画の推進	9
(1) 推進方法	
(2) 推進体制	
(3) 進捗状況の報告	
(4) 進捗状況の公表	

1 計画策定の目的

近年、世界各地で平均気温の急激な上昇に伴い、海水面の上昇や気候変動が観測され、生態系や人類の活動への悪影響が懸念されている。このような中、平成9年に第3回条約締約国会議（COP3）が京都で開催され、地球温暖化の主要因となる二酸化炭素の温室効果ガスの削減に向けた国際的な取り組みをまとめた「京都議定書」が採択、平成17年2月に発効された。

その後、京都議定書の後継となる新たな国際合意を目指した取り組みの中、平成27年に開催された第21回条約締約国会議（COP21）では「パリ協定」が採択された。この協定では、すべての国が温室効果ガス削減の目標を作り、その実施状況を報告し評価を受けることが義務づけられるなど、公平で実効性のある新たな法的な枠組みが定められた。

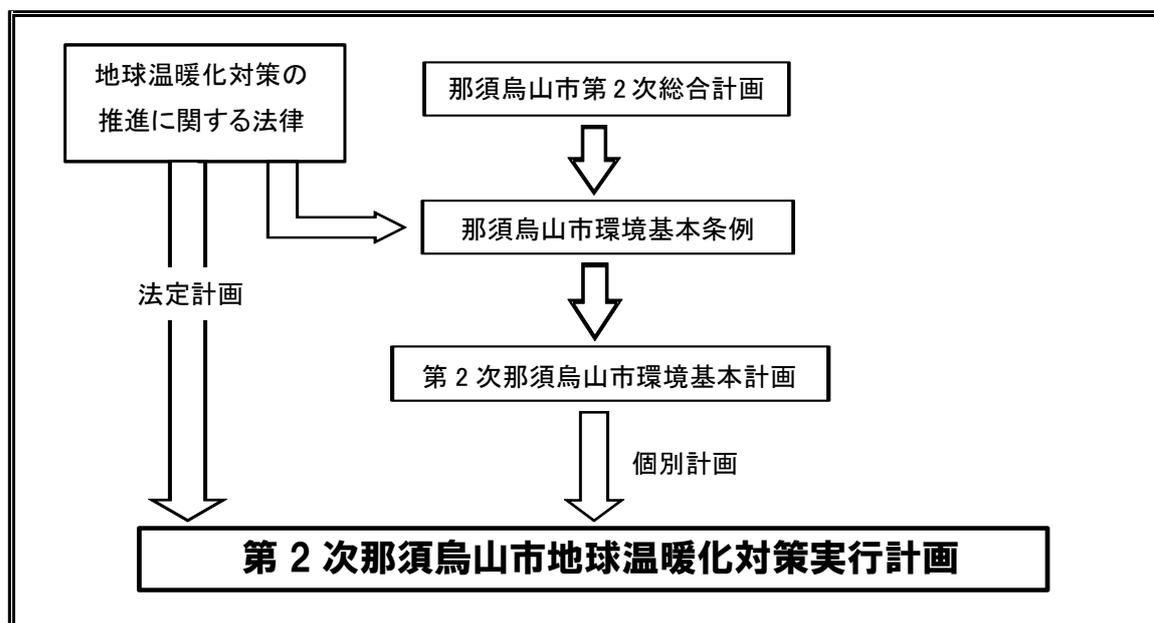
こうした国際的な動きの中、我が国では、平成10年10月に『地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法律」という。）』が公布（平成11年4月施行）され、法律第20条の3第1項の規定により、地方公共団体には事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画（地球温暖化対策実行計画）を策定し、進捗状況を公表することが義務付けられた。現在では、パリ協定をうけて、我が国全体の地球温暖化対策計画の策定に向けた作業が進められている。

本市では、平成26年3月に「那須烏山市地球温暖化対策実行計画（以下「前計画」という。）」を策定し、市役所自らが市民・事業者に先立ち、温室効果ガス排出量の抑制を行うべく、計画的な地球温暖化対策の推進を図ってきたところである。その結果、前計画では職員的环境意識の向上や節電対策、積極的な省エネルギー機器の導入等により、目標値を上回る温室効果ガス排出削減を達成することができた。

こうした実績を踏まえ、新たに策定する「第2次那須烏山市地球温暖化対策実行計画」では、前計画の施策を踏襲し、継続的な取り組みによる温室効果ガス排出量の抑制に努め、市域における温室効果ガスの長期的、継続的な削減へと導くことを目的とするものである。

2 計画の位置づけ

本計画は、法律第20条3第1項の規定に基づき策定が義務付けられた法定計画である。また、「那須烏山市第2次総合計画」を環境面から実現するための基本計画で、環境分野の総合計画である「第2次那須烏山市環境基本計画」の個別計画として位置づけをする。



3 計画の基本的事項

(1) 計画期間

第2次那須烏山市環境基本計画の計画期間である、平成31年度（2019年度）～平成35年度（2023年度）までの5年間とする。

(2) 計画の対象範囲

実行計画は、本市が行う全ての事務事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

また、指定管理者制度等により外部委託を実施する事務事業についても対象とし、受託者に対し実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するよう要請する。

(3) 対象とする温室効果ガス

法律で定められた物質【二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素】のうち、排出量の大半を占める「二酸化炭素」を対象とする。

(4) 留意事項

- ①事務事業の執行にあたり、可能な限り実行計画に沿うよう努めるものとする。但し、市民サービスが低下することがないように十分に配慮する。
- ②実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化、対象範囲の大幅な変更が生じた場合には、適宜、計画の見直しを行うものとする。
- ③本市全域を対象とした「地球温暖化対策実行計画（区域編）」の策定については、法律に基づく努力義務に位置づけられている。今後における地球温暖化の現状や国際・国内の動向等を踏まえ、策定に向けた調査・検討を行うこととする。

4 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

(1) 基準年度

本市では、東日本大震災の発生を受け、平成23年度から全庁体制による節電対策や省エネルギー化に取り組み、目標値を上回る削減量を達成することができた。こうした経過を踏まえ、基準年度をCO2排出係数の公表があった平成29年度（2017年度）に設定し、さらなる節電対策等に積極的に取り組んでいく。

(2) 目標年度

平成34年度（2022年度）を目標年度に設定する。

(3) 基準年度（平成29年度）における状況

年度 削減項目		使用量①	二酸化炭素 排出係数②	二酸化炭素排出量 ①×② (kg-CO2)
電気使用量 (kwh)		6, 389, 807	0. 462	2, 952, 091
施設燃料使用量	灯油 (ℓ)	47, 556	2. 490	118, 414
	重油 (ℓ)	63, 500	2. 710	172, 085
	軽油 (ℓ)	684	2. 580	1, 765
	ガソリン (ℓ)	0	2. 320	0
	LPG (m ³)	9, 413	6. 550	61, 655
車両燃料使用量	灯油 (ℓ)	49	2. 490	122
	軽油 (ℓ)	33, 329	2. 580	85, 989
	ガソリン (ℓ)	46, 992	2. 320	109, 021
温室効果ガス総排出量		—	—	3, 501, 142

※二酸化炭素排出係数は、計画期間の5年間は上記の数値を据え置きすることとする。

(4) 削減目標

二酸化炭素の排出削減に直接効果のある「電気使用量」「施設燃料使用量」「車両燃料使用量」に関し、CO2の削減目標を設定のうえ重点的に取り組むこととする。

削減項目	目標値
1 電気使用量	施設等における電気使用量を 8%削減 します。
2 施設燃料使用量	施設等における燃料使用量を 8%削減 します。
3 車両燃料使用量	公用車等における燃料使用量を 10%削減 します。

上記の各目標値を達成することにより、那須烏山市役所における温室効果ガスの総排出量を**8%削減**します。

【温室効果ガス総排出量(二酸化炭素換算)】	
平成29年度(基準年度) …	3, 501, 142 t
平成34年度(目標年度) …	3, 221, 051 t
	⇒ 280,091 t

(5) 目標年度（平成34年度）における削減目標

削減項目		年度	基準値（平成29年度）	目標値（平成34年度）
電気使用量（kwh）			6,389,807	5,878,622
施設燃料使用量	灯油（ℓ）		47,556	43,752
	重油（ℓ）		63,500	58,420
	軽油（ℓ）		684	629
	ガソリン（ℓ）		0	0
	LPG（m ³ ）		9,413	8,660
車両燃料使用量	灯油（ℓ）		49	44
	軽油（ℓ）		33,329	29,996
	ガソリン（ℓ）		46,992	42,293

5 市役所における温室効果ガスの排出削減に向けた基本方針

職員は積極的に温室効果ガス排出抑制に努めるものとし、以下に掲げる基本方針に基づき、削減の取り組みを進めることとする。

(1) 全庁的な省エネ・省資源への取り組み推進

節電・節燃料・節水など、日常的な省エネ・省資源に向けた全庁的な取り組みを積極的に推進する。

(2) 施設及び設備の計画的な省エネ改修・更新の推進

「公共施設等総合管理計画」を踏まえ、施設及び設備に関する計画的な省エネ改修・更新を進める。

(3) 市内全域に誘導できる取り組みの推進

市民及び事業者等に対して温暖化対策への取り組みを誘導できるよう、波及効果の高い施策を推進する。

6 排出削減目標の達成に向けた取り組み

(1) 電気使用量の削減

①取組方針

電気使用の抑制策や再生可能エネルギー等の導入及び施設におけるエネルギーの有効活用を図ることにより、購入電気の使用量を削減する。

②具体的取組内容

◆照明の省電力化

- ・自然光を有効活用し、業務に支障のない範囲で間引き点灯とする。
- ・昼休み時は、業務に支障がない限り消灯する。
- ・会議室、給湯室、トイレ、倉庫等は使用時のみの点灯とする。
- ・始業前及び残業時は、必要最小限の範囲で点灯する。
- ・ノー残業デーを徹底し、18時消灯を推進する。
- ・省エネルギータイプ照明設備への計画的な切り替えを推進する。

◆電気機器の省電力化

- ・パソコン、複合機、プリンタ等は省エネモードを設定し、1時間以上使用しない場合は電源をOFFとする。
- ・執務室内に複合機及びプリンタが重複設置されている場合には、利用頻度を踏まえ可能な範囲で複合機の単独運用を図る。
- ・事務機器の導入の際は、省エネ機能に優れた製品を選択する。
- ・電気ポットやコーヒーマーカー等の重複使用は極力控える。
- ・暖房便座については設定温度を下げ、不使用時はフタを閉める。
- ・執務室で使用する冷蔵庫は集約により数を削減するとともに、省エネ機能に優れた製品の計画的な切り替えを推進する。

◆冷暖房設備の適正管理及び効率アップ

- ・冷房中の室温は28℃、暖房中の室温は環境省が提唱する室温20℃を目途とした運用を図る。
- ・クールビズ、ウォームビズを推進し、冷暖房機器の使用を抑制する。
- ・機能低下を防止するため、機器の定期的な清掃を行う。
- ・カーテンやブラインド等を活用し、冷暖房の効率を高める。
- ・省エネタイプ設備への計画的な更新を図る。
- ・足元ヒーターの使用は一律禁止する。

◆環境にやさしいエネルギーの導入

- ・太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入・活用を推進する。

(2) 施設燃料使用量の削減

①取組方針

施設内における空調機器や給湯器使用を制限することにより、化石燃料の使用量を削減する。

②具体的取組内容

◆冷暖房設備の適正管理

- ・冷房中の室温は28℃、暖房中の室温は環境省が提唱する室温20℃を目途とした運用を図る。
- ・クールビズ、ウォームビズを推進し、機器の使用を抑制する。
- ・機能低下を防止するため、機器の定期的な清掃を行う。
- ・カーテンやブラインド等を活用し、冷暖房の効率を高める。
- ・省エネタイプ設備への計画的な更新を図る。
- ・利用状況に応じた空調エリアの見直しを行う。

◆給湯設備の適正管理

- ・温度は低めに設定し、午後6時以降は元栓を閉める。

(3) 車両燃料使用量の削減

①取組方針

公用車に関し、電気自動車（EV）をはじめとするクリーンエネルギー自動車の率先した導入と適正管理に努める。

②具体的取組内容

◆環境に配慮した交通手段の選択

- ・近距離移動の際には、可能な限り徒歩または自転車を利用する。
- ・出張時は公共交通機関の利用に努め、公用車利用に際しては相乗りを推進する。

◆エコドライブの推進

- ・アイドリングストップを徹底する。
- ・公用車の点検、整備を徹底する。

◆環境に配慮した公用車の導入

- ・必要最低限の大きさで、可能な限り燃費の良い低公害車への計画的更新を図る。
- ・電気自動車（EV）、プラグ・イン・ハイブリッド車（PHV）、ハイブリッド車（HV）、そして第3のエコカーといわれる低燃費型軽自動車など、クリーンエネルギー自動車の計画的な導入を推進する。

(4) 環境配慮型製品の購入

①取組方針

品質、価格、適正量に配慮し、グリーン購入法に基づき環境負荷の少ない製品を購入する。

②具体的取組内容

◆グリーン購入法に基づく製品の選択

- ・廃プラ類（廃ペットボトル等）から製造されたリサイクル製品を優先する。
- ・紙類（コピー用紙、トイレットペーパー等）は古紙配合率の高いものを優先する。
- ・再生が困難な製品（ノーカーボン紙、感熱紙、ビニールコート紙等）はできるだけ利用しない。

(5) 水道使用量の削減

①取組方針

日常的な節水行動、水量、水圧等の適正な管理を行うことにより、水道使用量を削減する。

②具体的取組内容

◆節水及び水の有効利用の推進

- ・水道水圧を低めに設定したり、節水コマ等の節水器具を取り付ける。
- ・水道設備の適切な点検により漏水の早期発見に努める。

(6) 廃棄物焼却量の削減

①取組方針

焼却施設における環境負荷を軽減するため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に努め、廃棄物の排出抑制を図る。

②具体的取組内容

◆廃棄物の排出抑制

- ・パンフレット等の印刷物の作成にあたっては、必要性、配布方法、紙面数等を十分考慮のうえ、必要最低限の部数に留める。
- ・会議資料等は簡素化を図り、配布枚数の削減を図る。
- ・不要になった備品等の再利用に努める。
- ・文具や消耗品等は、詰替可能な製品を利用する。
- ・両面印刷、両面コピーの徹底に努める。

- ・電子メールの積極的活用により、ペーパーレス化を推進する。

◆リサイクルの推進

- ・ごみの分別を徹底し、リサイクルを推進する。

(7) 建設副産物の発生抑制・再利用・適正処理

①取組方針

建設副産物については、栃木県「建設リサイクル推進計画」及び「建設副産物の管理基準」を準用し、取り組みの推進を図る。

②具体的取組内容

◆建設副産物の発生抑制、リサイクルの推進

- ・発注者として、建設副産物の発生抑制に努めるとともに、リサイクルの原則ルールに基づき、建設副産物の有効利用に努める。
- ・工事間において建設副産物の相互利用ができるように、工種、工期等の調整を図る。

◆建設副産物の適正処理

- ・建設副産物の管理に際しては、県の管理基準により適正な管理に努める。
- ・請負者に対し、建設副産物の不法投棄防止の指導を徹底する。

(8) 公共施設の整備・改修

①取組方針

庁舎、その他公共施設の整備・改修に当たっては、統合・集約化によるコンパクトシティ実現を目指すとともに、省エネルギー化に努める。

②具体的取組内容

◆利用しやすい庁舎の整備

- ・市庁舎整備基本構想（策定中）に基づき、市民が利用しやすく分かりやすい庁舎として、バリアの無いユニバーサルデザインに配慮した施設の整備に努める。

◆環境共生

- ・自然採光や雨水の利用等の自然エネルギーの活用を推進し、自然環境への負荷軽減を図る。
- ・太陽光発電、高効率照明、高効率空調機、高断熱窓・ガラス、高性能断熱材等のエネルギー消費効率を改善するための機器等を可能な限り幅広く導入する。

◆公共施設の複合化

- ・「市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の集約化、複合化、統廃合の検討を行い、利便性の高い魅力ある施設整備を図る。

(9) 職員意識の向上

①取組方針

実行計画の着実な推進に向け、地球温暖化対策に関する職員への情報提供や、意識啓発により、職員意識の向上に努める。

②具体的取組内容

◆職員への情報提供

- ・実行計画の進捗状況を周知し、改善策の徹底に努める。

◆職員への意識啓発

- ・環境保全に関する研修会及び講演会等に参加するなど、意識啓発を図る。

7 計画の推進

(1) 推進方法

この計画は、環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO 14001」の考え方に基づくPDCAサイクル（Plan－計画・Do－実行・Check－評価・Action－改善）により、継続的改善を行うものとします。

(2) 推進体制

①環境管理統括者

環境管理統括者（以下「統括者」という。）は副市長をもって充て、実行計画の推進を統括する。

②環境管理監督者

環境管理監督者（以下「監督者」という。）は、まちづくり課長をもって充て、実行計画の総合的な進捗管理を行うとともに、改善・見直しに向けた提案を含め、統括者に実行計画の実績を報告する。

③環境管理責任者

環境管理責任者（以下「責任者」という。）は、次の者をもって充て、所管の環境管理活動の推進に向け、実行計画に従い温室効果ガス排出抑制のための具体的な取り組み、行動を監督する。

◆各課（局・室）長及び出先機関の長

◆市立学校においては各学校長

④環境活動推進員

環境活動推進員（以下「推進員」という。）は、監督者が指名するものとし、所管する全職員に対し、実行計画の実施及び維持管理に必要な活動を推進する。

(3) 進捗状況の報告

①所管における進捗状況の報告

責任者は、実行計画の進捗状況を随時把握し推進に努めるとともに、毎年度5月末日までに、所管する事務事業の前年度エネルギー消費状況等を点検し、監督者に報告する。

②実績の報告

監督者は、責任者から前年度エネルギー消費状況等の報告を受けた後、その結果を統括者に報告する。

(4) 進捗状況の公表

実行計画の進捗状況については、定期的に広報媒体等を通じて市民に公表する。